

保護者の皆様へ

平成 19 年 6 月 18 日
健康福祉事業本部
児童青少年部計画調整担当課
児童青少年部保育課

区立保育園の運営業務の民間委託について

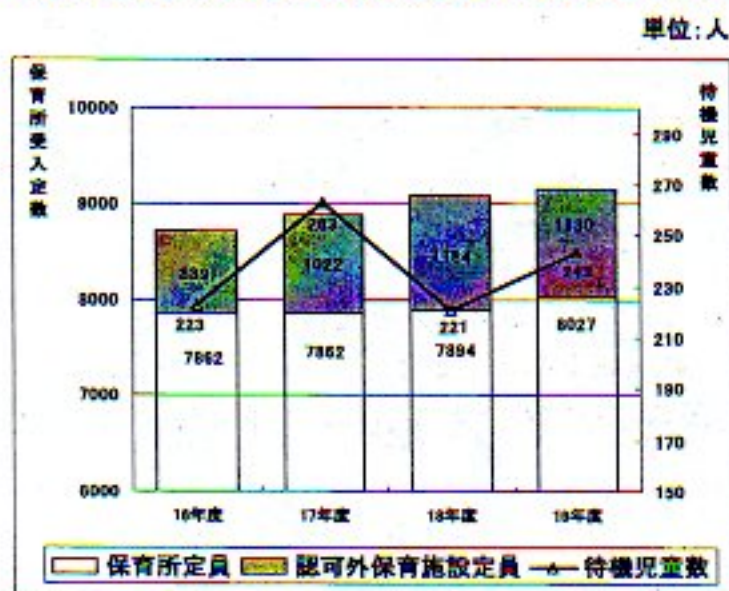
練馬区では、新行政改革プラン（平成 16～18 年度）に基づき、平成 16 年 3 月に「委託化・民営化方針」を策定し、区立施設の委託化民営化を進めています。保育園においても、平成 18 年度までに「既設 3 園、新設 1 園」の運営業務委託を実施しましたが、19 年度以降においても、委託化する施設を増やしていくとされているところです。

《子育て支援について》

子育て支援施策は区の主要施策として毎年充実を図っています。19 年度においては、医療費の中学生までの無料化や認証保育所利用保護者への保育料助成など様々な子育て支援事業の充実、拡大を図っています。

保育施策においても、19 年度に私立認可保育園を 2 園開園し、定員増を図りましたが、引き続き待機児童の解消のため認可保育園や認証保育所の新設、および延長保育など保育サービスの充実を図っていく必要があります。

今後も限られた財源の中で、子育て支援施策を充実していくためには、民間の力を活用し、より効率的な区立保育園の運営を図っていく必要があります。



当初予算比較

	18年度	19年度
一般会計	1,905	1,993 (+88) 4.6%増
児童青少年費	304	343 (+39) 12.8%増

単位:億円

主な新規・拡充事業

- ・医療費の中学生までの無料化
(12億3,700万円)
- ・認証保育所利用者への保育料助成
(1億3,800万円)

保育サービスの実施園数の推移 【（ ）数字は区立保育園数】

	17年度	18年度	19年度
延長保育	30 (17)	35 (22)	37 (22)
朝 30分	1(1)	4(4)	5(4)
夕 1時間	28(16)	30(18)	30(18)
夕 2時間	2(1)	5(4)	7(4)

*朝のみの実施園はないため、全体園数は夕1と夕2の合計数

	17年度	18年度	19年度
一時保育	1 (0)	2 (1)	3 (1)
休日保育	0 (0)	4 (4)	4 (4)

《保育園の委託について》

①基本的な考え方

現在保育園は、様々な事業者により運営がされていますが、練馬区においては、運営主体別にみると区営 56 園、社会福祉法人 21 園、株式会社 2 園、NPO1 園となっており、全 80 園のうち 7 割が区立直営による園となっております。今後、各事業者が特色ある運営をし、区として多様な展開を進めていくためには、当面、区内での区営と民間事業者との構成比が概ね半々となるように図っていきます。そのために、平成 21 年度から平成 28 年度の 8 年間で、毎年 2 園ずつ委託を進め、計 16 園の保育園委託化の実施を予定しております。

(区営 56 園⇔委託 4 園+私立 20 園 (分園 3 園含む))

⇒ 区営 40 園⇔委託 20 園+私立 20 園)

【実施にあたって】

- 委託実施園では延長保育（朝 30 分、夕 2 時間）を実施します。
- 施設改修を伴う場合には、一時保育を開始します。
- その他地域の必要に応じて、保育サービス(休日保育、病後児保育など)の拡充を図ります。

②対象園の選定

選定については、地域特性やニーズを踏まえて以下の点を考慮しました。

- (1) 延長保育の利用が見込まれること
- (2) 通園の利便性（主要鉄道駅至近）
- (3) 定員規模
- (4) 認証保育所等他の保育施設の周辺配置状況
- (5) 区立保育園の配置状況および地域バランス

③ 対象園と年次計画

21年度	豊玉第二保育園、光が丘第四保育園
22年度	北町保育園、高野台保育園
23年度 ～28年度	各年度2園

平成23～28年度の対象園については、施設の状況等を検討したうえで、確定し次第お知らせします。

④ 説明会の開催

各会場とも今回お配りした資料に基づいて、区の考えをご説明させていただきます。日時は以下のとおりです。

	9:30～11:30	14:00～16:00
6/30（土）	練馬区職員研修所2階研修室 （豊玉北5-27-2）	光が丘第二小学校 体育館 （光が丘6-4-1）
7/1（日）	石神井公園区民交流センター 3階大会議室 （石神井町2-14-1）	北町中学校第二屋内体育館 （格技室） （北町3-1-34）

各会場とも保育室をご用意しております。ご利用希望の方は、6月27日（水）までに計画調整担当課（3993-1111（代表））までご連絡ください。

⑤ 今後のスケジュール

《1》事業者選定はプロポーザル方式にて行います。

受託事業者については、社会福祉法人を中心に企業等を広く公募し、基本として実績があり、適正かつ良好な運営ができる事業者の中から選定をしていきます。

選定にあたっては、区指定管理者選定基準を準用し、有識者委員を含む数名の選定委員による選定を予定しています。

《2》引継ぎ期間について

現在委託している既設 3 園および新設 1 園の委託までの流れを検証し、引継ぎ期間に十分な引継ぎが出来るよう、以下のとおり進めていきます。

〇21 年度実施園のスケジュールイメージ

19 年度										20 年度			21 年度
6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	10	1	4 ~
							事業者 募集 選定	準備委託期間					委託開始
								合同保育					

〔1〕準備委託期間は概ね 1 年間

委託移行までの準備委託期間を概ね 1 年設定し、園長予定者や主任予定者などの事業者側の主要な職員が、年間を通しての保育園の様子などの把握に努めます。あわせて合同保育による引継ぎへの準備を進めていきます。

〔2〕合同保育期間は 3 か月

準備委託期間のうち本委託開始前の 3 か月程度を合同保育期間として、段階的に事業者職員が配置され、合同で保育を行っていきます。

〔3〕委託開始後は巡回によるフォロー態勢

委託開始後も、区職員（園長経験者など）が各委託園へ巡回により、園の状況把握や助言などのフォローを図っていきます。

【担当】

健康福祉事業本部計画調整担当課 保育計画主査（内 8033）